

陸上自衛隊達第112-1号

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第10条の規定に基づき、陸上自衛隊における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達を次のように定める。

平成12年7月7日

陸上幕僚長 陸将 磯島 恒夫

陸上自衛隊における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達

改正	平成16年3月29日達第112-1-1号	平成21年2月3日達第122-230号
	平成29年3月23日達第112-1-2号	平成30年3月27日達第122-293号
	平成31年4月19日達第122-302号	令和元年6月27日達第122-303号
	令和3年3月15日達第122-315号	

（趣旨）

第1条 この達は、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）に基づく給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給付金支給機関の指定）

第2条 訓令第6条第1項の規定に基づき、給付金支給機関として陸上自衛隊幹部候補生学校、陸上自衛隊富士学校及び陸上自衛隊教育訓練研究本部（以下「実施機関」という。）を指定する。

（給付金の支払者）

第3条 給付金は実施機関の長と同一の駐屯地にある資金前渡官吏が支払うものとする。

（支給手続）

第4条 実施機関の長は、訓令第5条第2項に定める給付金の支給決定に関する通知を受けた場合には、教育訓練履修給付金支給調書（別紙第1。以下「支給調書」という。）を正本1部、副本3部作成し、当該給付金の支払日の10日前までに資金前渡官吏に送付するものとする。

2 資金前渡官吏は、前項の支給調書に基づき給付金の支払を行うとともに、支給調書の副本1部を給付金を支給される留学生（以下「支給留学生」という。）に、副本1部を実施機関の長にそれぞれ送付するものとする。

（返納手続）

第5条 実施機関の長は、訓令第8条第6項又は第9条第8項の規定により給付金を返納させる場合には、教育訓練履修給付金返納調書（別紙第2。以下「返納調書」という。）を正本1部、副本3部作成し、資金前渡官吏に送付するものとする。

する。

2 資金前渡官吏は、前項の返納調書を受領したときは、その内容を確認の上、正本1部、副本2部を実施機関の長に送付するものとする。

3 実施機関の長は、資金前渡官吏から返納調書の送付を受けた後、歳入徴収官に返納調書の副本1部を添えて、債権の発生を通知するほか、教育訓練履修給付金返納通知書（別紙第3）を作成し、返納調書の副本1部を添えて支給留学生に送付するものとする。

（記録）

第6条 実施機関の長は、教育訓練履修給付金支給台帳（別紙第4。以下「支給台帳」という。）を作成し、給付金の支給及び返納並びにこれらの関係書類の処理状況を記録するものとする。

（関係書類の保管）

第7条 実施機関の長は、支給調書、返納調書、支給台帳及び防衛大臣から送付された支給の決定、打切り、停止、再開に関する通知書を、それぞれ支払日の属する年度の翌年の1月1日から起算して5年間保管するものとする。

（支給の打切りに関する報告）

第8条 実施機関の長は、支給留学生について訓令第8条第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。（人教定第18号）

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を打ち切る予定日
- (3) 支給を打ち切る理由

（支給の停止に関する報告）

第9条 実施機関の長は、支給留学生について訓令第9条第1項各号の規定のいずれかに該当すると認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。（人教定第18号）

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を停止する予定日
- (3) 支給を停止する理由

2 実施機関の長は、訓令第9条第1項の規定により給付金の支給を停止された留学生について停止の事由が消滅したと認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。（人教定第18号）

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を再開する予定日

附 則

この達は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第112-1-1号）

この達は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成29年3月23日陸上自衛隊達第112-1-2号）

この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-293 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日達第 122-302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日達第 122-303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日達第 122-315 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による様式については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

教育訓練履修給付金支給調書

番号	履修課程 COURSE	国籍 COUNTRY	階級 RANK	氏名 NAME	支給期間 PERIOD	支給額 ALLOWANCE	署名 SIGNATURE	摘要 REMARKS
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>実施機関の長</p> <p>官 職</p> <p>階 級</p> <p>氏 名</p>							<p>上記のとおり支払ったことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>資金前渡官吏</p> <p>官 職</p> <p>階 級</p> <p>氏 名</p>	

教育訓練履修給付金返納調書

留学生氏名		国籍		階級	
履修課程名 (履修予定期間)	(. . . ~ . . .)	日本国 滞在時住所			
給付金既支給期間	~	給付金 支給年月日			
給付金正当支給期間	~				
給付金返納理由					
給付金支給済額		円	(算定式)		
給付金正当支給額		円	(算定式)		
差引返納額		円			
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(実施機関の長)</p> <p>官 職</p> <p>階 級</p> <p>氏 名</p>					
<p>上記のとおり支払ったことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(資金前渡官吏)</p> <p>官 職</p> <p>階 級</p> <p>氏 名</p>					

別紙第3（第5条関係）
発簡番号
発簡年月日

殿

（実施機関の長）

教育訓練履修給付金返納通知書

貴殿に係る教育訓練履修給付金について、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第8条第1項及び第2項並びに同第9条第1項の規定により 年 月 日に支給した給付金のうち、下記の額を返納していただくことになりましたので通知します。

なお、別途納入告知書が送付されますので、その指示に従ってください。

記

返納金額 円

細部計算内訳は、同封の教育訓練履修給付金返納調書のとおりです。

規格：日本産業規格A4

注：必要の都度訳文を添付する。

